明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院規則九―八―八三）　一
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―四七）　二
○人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の一部を改正する人事院規則（同一〇―七―八）　四
○人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一一―八）　五
○妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等（同一〇―一五）
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一四―三二）
○人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一五―一四）
○人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（同一九―〇―一一）

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成四年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二〇）
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第一四号の一部改正に関し、決定した件（同二一）
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同二二）
国家試験
CBTによる平成二十八年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本放送協会落札、プログラムの著作物に係る登録関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八三

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第八中

派遣職員の派遣の期間	勤務時間法第16条に規定する介護休暇の期間

を

派遣職員の派遣の期間	勤務時間法第16条に規定する介護休暇の期間
	$\frac{1}{2}$以下

を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の規則九―八別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四七

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号の次に次の一号を加える。

十一　勤務時間法第二十一条の規定による介護時間の承認又は規則一五―一五第四条第三項の規定による同条第二項第七号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―七―八

人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の一部を次のように改正する。

第十条中「子を」を「子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。）を」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。